

# 令和7年 第4回 政治倫理審査会 会議録

日 時：令和7年9月12日（金） 10時40分～11時30分

場 所：役場3階 全員協議会室

参加者：柿沼英己委員長、金子浩二副委員長、橋本和之委員、酒巻広明委員、大澤成樹委員、原口剛委員、橋本博之委員、茂木琴絵委員、下山議会事務局長

---

## 1. 開 会

○下山局長 それでは、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。時間となりましたので、これから第4回の千代田町議会議員政治倫理審査会を始めさせていただきます。開会に当たりまして、柿沼委員長からご挨拶を申し上げます。

## 2. 挨 捱

○柿沼委員長 委員の皆様におかれましては、議会全員協議会終了後のお疲れのところ「政治倫理審査会」にご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の会議ですが、前回の審査会において委員からご指摘のありました、審査請求書のうち署名簿の不備等について、事務局を通じて審査請求代表者に対応を依頼しまして、今般、書類が再度提出されましたので、改めて審査請求書の内容をご確認いただき、審査請求の適否及び今後の会議の進め方についてご協議いただきたいと思います。皆様のご協力をいただきまして、この会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、挨拶といたします。

○下山局長 ありがとうございました。これからの協議事項につきましては、柿沼委員長を座長に進行をお願いしたいと思います。お願ひいたします。

## 3. 議 事

○柿沼委員長 それでは、時座長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。議事に先立ち、お諮りいたします。前回の会議で確認しましたとおり、要綱第6条第4項において本審査会の会議は公開するものと規定されておりますので、本日の会議については公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○柿沼委員長 ご異議がないようですので、本日の会議については公開といたします。

(1) 審査請求の内容について

○柿沼委員長 それでは、議事(1)審査請求の内容についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

○下山局長 それでは、説明をさせていただきます。今、画面でご覧いただいているかと思いますが、審査請求書、前回の会議の中で、こちらのうちの署名簿の方の不備のご指摘がありました。これについて、本日改めて審査請求代表者から差し替えの資料が提出されましたので、他のページも含めて、一式ご確認をいただければと思います。添付資料の一番最後の4ページに今回改めた内容の署名簿を添付してございます。書式に関しては、前回の会議の中で委員からご指摘いただいた内容で作成をしていただいているかと思いますので、書式あるいは署名の内容に関してご確認いただきまして、こちらで受理してよろしいかどうかご協議いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○柿沼委員長 皆さん見ていただくように、署名簿ということで再度提出いただきました。このような内容で受理してよろしいでしょうか。茂木委員。

○茂木委員 こちらには、添付資料として、(3)の「審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を称する資料」として、大谷議員の「一般会計予算に反対しました」というのは、後で添付ということでおよろしいのでしょうか。

○柿沼委員長 これについてはどのようにいたしますか。

○金子副委員長 1個前のやつはついてるよね。9月10日にあるから、それをまた添付する。9月10日にはついてるんです。

○柿沼委員長 後日提出ですので事実が、そういうことでよろしいでしょうか。後日提出した形なので、その事実の通りでよろしいでしょうか。何か質問がありますか。原口委員。

○原口委員 3ページと4ページの空欄があるんですけど、これは以下、余白という意味合いでよろしいですか。それともまだそこに記入されることがあるんでしょうか。

○柿沼委員長 いや、これは実質ないと思います。余白という。

○原口委員 ただ、できれば本当は以下余白とかなければ欄がなければいいんですけど。空欄のままあると紛らわしいので、その取り扱いをどうするかをお願いします。

○柿沼委員長 だから、空欄があるから、どうなのかっていう。

○金子副委員長 こここの、別に問題なくないっすか。何か問題あるんですか、これは。

○原口委員 いや、普通であれば、なくしちゃうか。以下余白って書いてありませんよっていう表記をしつければ、もうないですねっていうのがわかるんだけど、空欄のままだと、まだ追加があるのかっていう疑念、疑問が湧いちゃうんで、そこの扱いをどうするかっていう。

○金子副委員長 すでに提出してあるから、これ、追加もできないわけだから、このままでも問題はないかとは思いますけど。

○柿沼委員長 余白ということでよろしいですか。特に問題はないと思うので。

○茂木委員 参考に、ちょっとほかのところのも拝見させていただいたのですが、4番の「上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由」の下に5番の「添付資料」としてありますので、添付資料っていうのは結局最後につけるものなので、こちらがあるので大丈夫ではないのかなと思いますし、その次の4番の下の部分にも空白になっていますが、以上というのは見ても明白なので、このままで大丈夫かと思います。

○柿沼委員長 では、このままで問題がないと思う議員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○柿沼委員長 挙手多数ということで、では、問題ないということで、この審査請求書を受理ということでおよしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○柿沼委員長 全員です。では、この審査請求書を受理いたしました。

## (2) 審査請求の適否について

○柿沼委員長 次に、審査請求の適否についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

○下山局長 それでは、ただいま審査請求書はこちらの内容で受理するということが決定されましたの

で、こちらを実際に、今後審査請求代表者あるいは対象議員に事実関係の確認等をしていく流れになりますが、訴えの通りこの政治倫理基準に違反するということでの申し立てとなっております。こちらを、審査請求書の内容に従って今後審査を継続していくかどうかについて、その適否をご協議いただきまして、今後の手続きにそのまま入るのかどうかという部分をご協議いただければと思います。よろしくお願いします。

○柿沼委員長 今後、審査請求についての適否について継続して協議していくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柿沼委員長 では、継続して協議していくことで、これについても、審査請求を審査会で審査することについて、適当と見てている方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○柿沼委員長 挙手多数。よって、本件審査請求を適当と認め、当審査会で審査することに決定いたしました。

### (3) 今後の会議の進め方について

○柿沼委員長 次に、(3)今後の会議の進め方についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

○下山局長 それでは、今後の会議の進め方について説明をさせていただきます。最初に、会議の際に審査方法についての項目で説明をさせていただきましたが、次回以降の審査会につきましては、まず、審査請求代表者に対する事実確認を行います。審査請求代表者である畠中議員に出席を求めて、審査請求の内容についてご説明をいただき、委員各位から質疑応答を行います。必要に応じて、事前に資料請求を行うこともできます。質疑応答終了後に各委員からご意見を賜りたいと思います。

その後は、また日を改める形になろうかと思いますが、審査対象議員、今回で言うところの大谷純一議員に事情聴取を行います。それとともに対象議員からの弁明の機会を設けます。その上で質疑を経まして、各委員から改めて意見を賜る形になります。こちらの審査請求代表者への事実確認と、対象議員に対する事情聴取と弁明の結果を踏まえまして、政治倫理基準に違反する行為があつたかどうか、行為の存否について審査をしていただく流れとなります。ですので、次回につきましては、審査請求代表者である畠中議員のみにご出席をいただきまして事実確認を行うということでよろしいかどうか、また開催の日程、会議の公開・非公開についても、この場で次回開催に向けてご協議をお願いできればと思います。

○柿沼委員長 まず、審査請求代表者に説明をいただくという機会を設けたいと思いますが、これについては公開ということでおろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柿沼委員長 では、公開といたします。それから、日程調整ですが、17日の午前中はどうでしょうか。委員の皆様、大丈夫ですか。では、17日水曜日の午前9時からということで開催したいと思いますので、畠中議員の方に出席をお願いするように手配をお願いいたします。それから、日にちを置いて、次の週に大谷議員から弁明の方していただきたいと思うんですけど、いつがよろしいですか。次の週。次の週じゃなくてもいいんでしょ。次の週でお願いします。

○下山局長 もしくは、その17日に午前、午後で分けてやるとか。

○柿沼委員長 どういたしますか。その聞いた内容をある程度噛み砕いて聞くっていうか、そういうんじゃなくても、続けちゃっていいですか。今提案があったんですけども、事務局長から。茂木委員。

○茂木委員 対象者自体が、言葉は変んですけど、かち合わないような形であれば、もし問題がなければ同日に開催してもいいのではないかなと思いますが、審議と長引く可能性があるのであれば、午前中で午後少し間を空けて事務局と相談の上、時間を設定するのも良いのかと思います。その同日開催が許可できるのであれば、それでも私はいいのではないかと思います。

○柿沼委員長 皆さんのが問題なければ午前と午後で1日でやるという案が出されたんですけど、どうしますか。1日でやっちゃいますか。

○金子副委員長 そうしましょう。

○柿沼委員長 特に意見は。原口委員。

○原口委員 個人的にはちょっとどっちかにしていただけると私的には助かるんですよ。

○柿沼委員長 まとめちゃった方がいいですか。

○原口委員 いえ、別日にしてもらった方が個人的には。ちょうど来週は。

○柿沼委員長 忙しくなる。

○原口委員 忙しくなるんで。個人的な意見ですから、皆さんに合わせます。

○柿沼委員長 一緒にいいんじゃないですか。一緒にいいんじゃないかっていう意見が出たんですけど、あとは本人の予定も。いま、大谷議員が午後17日の用があるっていうのはダメですね。では、原口委員には申し訳ないんですけど、17日の午後もということでよろしいですか。午前9時からと午後どうしましょう。1時半でよろしいでしょうか。では午後は1時半。では、一応そのように畠中議員、大谷議員の方にご連絡の方をお願いいたします。では、17日なんですけども、午前9時からと午後1時半からということでよろしくお願いいいたします。これは時間かかっちゃうんですかね。そんなにかかるんない。わかんないか。やってみないと。

○酒巻委員 畠中議員の方は多分思ってることを伝えるだけなので時間かかんないと思うんですけど。

○下山局長 基本的には、畠中議員からの説明に関しては、審査請求書の内容について書類に従ってご説明いただくという形になるかと思います。その上で、審査請求書の内容に関して、委員の方から、これはどういうことかとか、そういう内容に関しての質問していただいて、それに対して畠中議員が答えるという形での質疑の方答になるかと思いますので、基本的に説明の内容は、書類の内容あるいはそれに対する補足の説明が主にならうかと思います。

○柿沼委員長 通常であれば、3時間あれば楽に。じゃあ、そういうことで、大変んですけど、よろしくお願いいいたします。では、その他ですけども、事務局。茂木委員。

○茂木委員 先ほどのお話がありましたが、この公開審査というのは、大谷議員の方の事情聴取、弁明の機会含めての公開審査ということでよろしいでしょうか。

○柿沼委員長 それ、ちょっと諧ってなかったんですけども、大谷議員の方の弁明の方も公開ということでおよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柿沼委員長 では、公開ということでおよろしくお願いいいたします。

○下山局長 1点よろしいですか。次回、審査請求代表者に対する事実確認を行うわけですけれども、先ほども説明させていただいた通り、資料請求をすることもできるんですけども、審査請求書以外にその事実確認に必要な追加の資料等を求める場合は、一応この場でご発言いただきまして、事務局の方で対応させていただきますが、そちらがあるかどうかだけ確認させていただければと思います。例えばその行為が行われた時の個人的な記録であるとか、ないと思いますが録音データであるとか、そういういわゆる証拠、あるいはその証拠を証明するような物件などがあれば、事実確認に必要なものという部分で請求することもできますので、そういうものがもし請求する必要があるものがありましたら、お願いいいたします。

○原口委員 できれば証拠ってなりますと、ここで大谷議員のチラシと畠中議員の言葉だけなんですよ。第三者のやつが1個もないんですよ。なんで、そこがもしかるんであれば、資料として出していただければ、審査する上で第三者的な視点での意見が反映されますので、審査しやすいのかなと思います。それがないんであれば、両方とはっきり言っちゃうと、言った言わないの世界かなという感じになっちゃうんですよね。できれば、第三者の証拠っていうか、それがあれば出していただきたいと思います。

○柿沼委員長 議事録でこういったことが入ってれば確認しやすいですね。例えば、3番の町長の提案に全て賛成していると一般質問で発言している議員がいるって、こういうところ、議事録っていうのはあるんですかね。どこがあれなのかわかんないけど、そういった議事録あったら。

○茂木委員 畠中議員の方のこちらの提出の事実を証する資料として、皆さんもご存知のように、この大谷議員の一般会計予算に反対しましたという文章がございますが、こちらの編集後記、裏面の中央に編集後記がございます。この中に、「競技人口も把握していない、建設業者に仕事を与えるためだけの公共工事と感じてしまうのは私だけでしょうか。」と書いてありますが、もし畠中議員の方で、もし、そうではなくて、競技人口等をしっかりと執行部の方で把握していて、もっと事前にこちらの事業を進めているのだという証拠等があるのでしたらば、そちらを私は示していただきたいと思います。

○原口委員 茂木委員の今発言したやつはわかるんですけど、これ、審査請求書にはそこの項目が入っていないんですよ。その項目が入ってないんで、そこを話しちゃうとどんどん、どんどん脱線していっちゃうので、審査請求書のこの書類の中での畠中議員が請求したことに対して議論するわけですから、大谷議員が書いたチラシのここの部分がおかしいよとかっていうんであれば、審査請求書書かなくちゃいけないんですよ。なので、そこを把握した上で私は、その第三者的な資料があるんであれば、そこを請求したいと思うんですよ。

○金子副委員長 例えば、第三者的な資料っていうのはどういうこと、どういうものになるんですか。

○原口委員 畠中議員と大谷議員以外の人がそれを証明するっていうんですよ。第三者っていうのは、だから利害関係のない人ですよ。そうしないとそれを証明する資料にならないんですね、本当は。それが、それがあるんであれば出していただきたいっていうわけです。

○金子副委員長 何を証明するんですか。ちょっと意味がわかんないんですけど。

○原口委員 ですから、先ほど局長が言って、資料の請求がありますかっていうところのところで、そういう資料の、第三者的な資料があるんであればそれを請求したいって私は言ってるだけで、何をじゃなくて、例えば配ったよっていう事実が、誰かがこう第三的に、これはそこでちゃんと事実がありますねっていうのを証明できれば、そういう資料があれば出していただきたいと。そうすれば、この畠中議員が請求した内容のやつの裏付けっていうか、それが取れますねっていうだけです。

○金子副委員長 そうすると、じゃあ、ちょっとそこら辺は意味がちょっと、誰かもらった人が、私がもらいましたっていうこと、なんかよくわかんないんすけど、資料って言えば大変だと思うんですけど、例えば4番のところですかね、「町に不都合なことは議会誌にも載せない」っていう発言が広報編集委員会の中であるんだったら、でも、それはないと思うんですよね。そこら辺で原口委員はなんか不審に思ってるっていう発言をしてたと思うんですけど、自分の170号でしたっけ。載ってることで自分の意見が通んなかったとか、なんかそんな発言をしてたと思うんですけど。でも実際、広報編集委員会の中ではそういうことは言ってなかっただですね。原口委員はね。

○原口委員 私は自分のことは一切言ってません。言ったのは、大澤議員と正副委員長やってる時の反対意見は事務局で作ったものをそのまま載せてますと、一切手を加えてませんということだけ発言してるだけです。なので、自分のやつでこれ載せてないとか載せたとか、そういう発言は一切してませんので、その誤解は解いてください。

○金子副委員長 だから、今回も事務局が作って、そのレイアウトを変えただけだとは思うんですけど、見やすくするために、わかりやすくするために、そのほかのことはやってないと思うんですけど。でも、そこら辺に何か不満を持ってた発言をしてたと思うんですけど。

○柿沼委員長 原口委員。

○原口委員 不満があるから大谷議員が載せたわけですよね。だから私は発言してないんで、一切言ってません。だから、大谷さんがそこに不満があつたっていうことで自分のチラシに載せただけですよ。だから、その理解が、意見が違うっていうだけなんで。私は一切そこで、自分の発言、自分のやつで加筆しろだのこれ除けって一言も言ってませんから、そこは誤解は解いてください。訂正してください。

○金子副委員長 大谷さんとこの件について話したら、大谷さんはそのことを知らないで、これは事務局で作ったんですよつたら、そうなんだって。知らないで、そうなんだっていうふうには言ってたのは直接話して聞いてました。原口委員も、確かに何も言ってなかつたのはわかりますけど、何かの席で、こういうことに対して、なんかあるようなことは言ってたのは記憶にあるんですけど、私の記憶が違うかもしれないんで訂正しておきます。

○柿沼委員長 よろしいですか。他にありますか。

○大澤委員 17日を前提とするんですが、先方がいることですので。第2案、第3案も決めておかないと、17日にどちらかというか畠中議員から先にお聞きすることになるんだと思うんですが、17日当日開催も含めた形ができない、できるかできないのかもになった場合には、予備日としてこの日を想定しておくんだとかっていうこともしておかないと、また改めて集まることになると思いますので。

○柿沼委員長 じゃあ、暫時休憩して議員に聞きますか。畠中議員と大谷議員に連絡とっていただいて。予備日を18にする。とりあえず暫時休憩して。じゃあ、予備日を決定しとりますか。次の週になっちゃうんですね。22はなんかみんな予定あります。大丈夫ですか。予備日で22日の月曜日の午前9時からと午後1時半からというような方向でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柿沼委員長 では、予備日は22日月曜日に決定いたしました。それでは、決まり次第、事務局の方で流していただければ。一番いいのは、今聞いたのがいい。じゃあ、暫時休憩して、ちょっと携帯で誰か聞いてくれますか。橋本委員、大谷議員にちょっと連絡とって。17日、大丈夫か。午後。畠中議員は、金子委員、ちょっと聞いてくれますか。

(暫時休憩)

○柿沼委員長 では休憩を閉じて再開いたします。では、事務局長。

○下山局長 先ほど、畠中議員と大谷議員に連絡を取りまして、日程案について確認取りましたところ、第1案の17日でいずれも了承が得られましたので、17日水曜日午前9時から畠中議員で、17日水曜日午後1時半から大谷議員ということで日程をご協議いただければと思います。よろしくお願ひします。

○柿沼委員長 では、17日午前中、午前9時からと、大谷議員に関しては午後一時半からということで決定いたしました。先ほど大谷議員からその弁明の幾つか資料みたいのがあれば持ってきてもらいたいというお話があったので、あの事務局の方から大谷議員に、もしかして資料があれば持ってきて、持参していただきたいということを伝えていただけますか。

○下山局長 資料は、具体的にどのような資料を求めるのでしょうか。そちらをちょっとご指示いただければと思います。

○柿沼委員長 どのようなのがよろしいですか。大澤委員、茂木委員。

○茂木委員 畠中議員から出された証拠説明書の中にある、「自治体により金額の価値が違う」という証拠があるのであればそれを持参していただきたいのと、あと、「広報の取材が公平性を欠いている」というところも、私は、あの証拠があるのであれば持参していただきたいですし、先ほどの原口委員のお話だとこちらのことだと思うんですが、この「町長の提案にすべて賛成していると一般質問で発言している議員がいる」ということなので、このことに関しては、多分一般質問の口述書が残っていますので、そちらがあるのでしたらば、そちらを、いつの定例会のどの一般質問に対してのどの議員がどのような発言をしたのかを詳細を説明していただきたいと思います。それと、こちらの、今4番になりますが、4番の方も、広報誌の発行責任者である議長及び委員会を開いて、私たちは広報委員会を開催して

いますが、その件に関して、「町にとって不都合なことは議会誌に載せられない」というような議事録が残っているのであれば、そちらも提出していただきたいと思います。特に議会紙に関しては議事録があり、口述もあるんでしたっけ。文章になっているような議事録があれば議事録を確認させていただきたいですし、録音されているものがあるのならば、いつのどの号を編集した時にそのような発言がなされたのかを説明いただきたいと思います。私はまだ1年半なので、その前の議会紙に関しては全く感知していないし、本当申し訳ないんですけど、勉強不足で先輩方の聞いたりしているわけでは、議事録を聞いていないので、どのようなことで今までの会報紙が、広報紙が編集、編纂なされているかを存じ上げませんが、私が委員を始めてからはそのようなことはなかったと記憶していますが、その前のことでもしおっしゃっているんだとしたらば、そのことに関してもご提示いただけするとありがたいですし、この場合、170号に関してなのであれば、170号に関してのものをお示しいただければありがたいと思います。

○柿沼委員長 では、大谷議員においては、その中、議員から指摘されておるところの資料があるかどうか、あれば持ってきていただきたいということで、事務局の方からお伝え願いたいと思います。ほかにありますか。事務局の方からは何かないですか。では、特にないということなので、以上で第4回政治倫理審査会の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。